

上越市暴力団の排除の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等（第6条・第7条）

第3章 市による暴力団の排除に関する措置（第8条―第13条）

第4章 青少年に対する指導等（第14条）

第5章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念並びに市民及び市の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、並びにこれにより市民生活及び市内における事業活動に対する不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内における事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市民、市、国、新潟県及び他の地方公共団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除を推進する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとと

もに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利用することとならないよう努めるものとする。

3 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を排し、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は新潟県警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民、国、新潟県、他の地方公共団体及び法第32条の2第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、新潟県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

第2章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等

（暴力団員に対する利益の供与の禁止）

第6条 市民は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあることを知りながら、利益の供与をすること。

（祭礼又は興行等からの暴力団の排除）

第7条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びそれらの運営に携わる者（以下「興行の主催者等」という。）は、当該祭礼又は行事の運営に暴力団員を関与させないよう努めるものとする。

2 興行の主催者等は、主催する行事において暴力団の排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 市による暴力団の排除に関する措置

（市の契約事務における措置）

第8条 市は、公共工事その他の市の業務に係る契約に関する事務の執行により暴力団を利用することのないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団の排除のた

めに必要な措置を講ずるものとする。

(市の給付金の交付に関する制限)

第9条 市は、補助金、助成金その他の相当の反対給付を受けない給付金の交付により暴力団を利することとなると認めるときは、当該給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、給付金の交付の申請の却下又は交付の決定の取消しに伴う損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(市が主催等を行う行事における措置)

第10条 市は、市が主催し、又は共催する行事において、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が当該行事の運営に関与することがないよう、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与する行事の後援を行ってはならない。

(公の施設の管理及び利用に関する制限)

第11条 市は、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体に公の施設の管理を行わせてはならない。

2 他の条例に特段の定めがあるものを除き、市長等は、市が設置する公の施設の利用により暴力団を利することとなると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の承認を行わず、又は利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。

3 前項の場合において、公の施設の利用の承認の却下若しくは取消し又は利用の中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

(市民に対する支援)

第12条 市は、市民が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

第4章 青少年に対する指導等

第14条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その児童生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにす

るための教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市民は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある給付金の交付について適用する。
- 3 第11条（第1項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある公の施設の利用について適用する。